



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第942号 令和8年5月1日発行

目次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
228	財政事情を公表する件	財政課
229	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
230	道路の供用を開始する件	高規格道路課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
56	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
57	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
58	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
59	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体がなくなった旨の届出があった件	
60※	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
※	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第228号

徳島県財政事情の公表に関する条例（昭和39年徳島県条例第12号）第2条第1項の規定により、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

令和8年5月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第229号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
自動車保管場所証明電子化システム 一式
- (2) 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
令和9年1月1日から令和13年12月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) この入札は、原則として、徳島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、紙入札方式による参加を希望する場合又はやむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、紙入札方式により参加することができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(4)までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

3 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- (1) 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

- (2) 審査申請書等の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

令和8年5月29日（金曜日）午前11時

イ 提出場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 088-621-2067）

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書（仕様内容を除く。）についての問合せ先

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

- (2) 仕様内容及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町二丁目5番地1

徳島県警察本部警務部会計課

電話 088-622-3101

ファクシミリ 088-625-2484

電子メール choudo2@police.pref.tokushima.jp

- (3) 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

5 入札に参加する者に求められる事項等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- (2) 応札仕様書等の受領期限、提出方法及び提出場所

ア 受領期限

令和8年5月29日（金曜日）午前11時

イ 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による参加を希望する場合又はやむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、アに掲げる受領期限までに必着のこと。）により提出することができる。

- ウ 提出場所（直接持参又は郵送の場合に限る。）

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

6 入札手続等

(1) 入札期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札期間

令和8年6月30日（火曜日）午前9時から同年7月1日（水曜日）午後5時まで
（電子入札システムの運用時間に限る。）

イ 開札の日時及び場所

(ア) 日時

令和8年7月2日（木曜日）午前11時

(イ) 場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課入札室

ウ 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による参加を希望する場合又はやむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、(2)のアに掲げる受領期限までに必着のこと。）により提出することができる。

(2) 直接持参又は郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

令和8年7月1日（水曜日）午後5時

イ 提出場所

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

(3) 入札方法

入札金額は、1箇月当たりの借入代金を記載すること。また、代金の見積りに当たっては、仕様書の条件を満たすために要する経費一切を含めること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

ア 2に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「自動車保管場所証明電子化システム 一式入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

オ 同一事項に対してした2通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、5によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島市万代町二丁目5番地1

徳島県警察本部警務部会計課

(9) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased
a set of The Electronic System for parking space certificates

(2) Term of Lease

From January 1, 2027 to December 31, 2031

(3) Time Limit of Tender

5:00 p.m. on July 1, 2026

(4) Section in charge of contract

Finance Division, Police Administration Department,

Tokushima Prefectural Police Headquarters.

2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510

Phone: 088-622-3101

(5) Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県美波県土整備事務所において、令和8年5月1日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年5月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
301	久尾穴喰浦	海部郡海陽町久保字松本138番3地先から 同 141番1地先まで	201.7	令和8年5月1日
		海部郡海陽町久保字松本140番1地先から 同 字北田11番3まで	264.0	

徳島県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和8年5月1日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
亀井ちはる後援会	亀井 千春	伊 祁 惠 都 嗣	美馬市脇町木ノ内3767番地1	令和8年 3月23日

徳島県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
国民民主党徳島県 総支部連合会	黒崎 章	会計責任者の 氏名	橋本典幸	仁木啓人	令和8年 3月24日
自由民主党 徳島県柔整支部	小川洋一	主たる事務所の 所在地	徳島市中通町1丁目19 島田ビル301	徳島市新蔵町1丁目90-1	令和8年 4月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
小西努後援会	小西秋男	代表者の氏名	小西秋男	堀田順二	令和8年 3月25日
徳島県民社協会	武知浩之	会計責任者の 氏名	近藤和良	弘瀬正悟	令和8年 3月16日
酒井直美後援会	酒井直美	主たる事務所の 所在地	勝浦郡上勝町大字福原字 上横峯33-1	勝浦郡上勝町大字福原字 平間8-1	令和8年 3月30日
		会計責任者の			

徳島県商工政治連盟	岡本富治	氏名	藪下武史	加藤弘道	令和8年 4月1日
		主たる事務所の 所在地	徳島市幸町3丁目70番地の1 SAIWA I 701ビル3-5号	徳島市国府町日開26-4	
徳島県柔道整復師連盟	小川洋一	主たる事務所の 所在地	徳島市中通町1丁目19 島田ビル301	徳島市新蔵町1丁目90-1	令和8年 4月1日
		代表者の氏名	川崎和文	近藤宏章	
徳島政経フォーラム21	川崎和文	代表者の氏名	川崎和文	近藤宏章	令和8年 4月6日

徳島県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
吉 井 あ や 後 援 会	吉 井 重 矢	令 和 8 年 3 月 1 日
阿 南 自 治 フ ォ ー ラ ム	松 崎 清 治	令 和 8 年 2 月 20 日
吉 田 和 男 後 援 会	吉 田 和 男	令 和 8 年 3 月 11 日
平 川 さ や か 後 援 会	平 川 さ や か	令 和 7 年 12 月 22 日
古 川 保 博 後 援 会	古 川 保 博	令 和 8 年 4 月 1 日
か な い 克 典 後 援 会	叶 井 克 典	令 和 8 年 3 月 20 日

徳島県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定に基づく資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	届出年月日
古 川 保 博	古 川 保 博 後 援 会	令 和 8 年 4 月 7 日

徳島県選挙管理委員会告示第 60 号

平成 19 年徳島県選挙管理委員会告示第 10 号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

令和 8 年 5 月 1 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

1 の表 96 の項中「医療法人喜久寿会 老人保健施設 平成苑」を「医療法人仁寿会 老人保健施設 平成苑」に改める。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月1日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則11-2）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「東部各局（以下「東部各局」という。）」、同条第3号に規定するセンター等（以下「センター等」という。）及び同条第4号に規定する総合県民局（以下「総合県民局」を「出先機関（以下「出先機関」に改め、同条第2項中「東部各局」を「出先機関」に改め、「別表第2」の次に「の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄」を加え、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「別表第5」を「別表第3」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第1知事部局の項を次のように改める。

知事部局	政策監補 部長 担当部長 理事 局長 会計管理者 副理事 医務技監 副部長 統括監 副局長 次長 参事 危機管理監 所長 課長 課内室の室長 企画幹 工事検査幹 秘書室長 外事室長 政策推進室長 調整室長 航空消防防災室長 担当課長 航空安全・防災調整幹 主幹 専門幹 副工事検査幹（課長が指定する副工事検査幹に限る。） 副室長 副課長 広報室長 法制監察課課長補佐（課長が指定する監察担当の課長補佐及び条例等の審査業務に従事する課長補佐に限る。） 人事課課長補佐 人事課行政改革室室長補佐 財政課課長補佐 管財課課長補佐（課長が指定する庁舎管理担当の課長補佐に限る。） 法制監察課係長（条例等の審査業務に従事する係長に限る。） 人事課係長（課長が指定する係長に限る。） 人事課行政改革室係長 財政課係長（課長が指定する係長に限る。） 管財課係長（課長が指定する庁舎管理担当の係長に限る。） 主任、主任主事及び主事（知事戦略局に勤務する者で秘書室長が指定するもの、法制監察課に勤務する者で監察担当の事務を行うもの、人事課に勤務する者で人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行うもの及び人事課行政改革室に勤務する者に限る。）
------	---

別表第1教育委員会事務局の項中「副教育長」を「副教育長 教育改革統括監」に改め、同表人事委員会事務局の項中「係長」を「係長 主任（事務局長が指定する主任に限る。）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

機関	職

防災人材育成センター	所長 次長
自治研修センター	所長 副所長
県税局	局長 副局長
徳島支所	支所長 次長
吉野川支所	支所長
阿南支所	支所長
美波出張所	出張所長
美馬支所	支所長
三好出張所	出張所長
自動車税支所	支所長 次長
地域連携事務所	所長 次長
文化の森振興センター	所長 副所長
図書館	館長 副館長
博物館	館長 副館長
近代美術館	館長 副館長
文書館	館長 副館長
二十一世紀館	館長 副館長
鳥居龍蔵記念博物館	館長 副館長
食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護管理センター	所長 次長

保健製薬環境センター	所長 次長
南部環境保全室及び西部環境保全室	室長
中央こども女性相談センター	所長 副所長
南部こども女性相談センター	所長 次長
西部こども女性相談センター	所長 次長
徳島学院	院長 次長
診療所	所長
総合看護学校	校長 副校長
精神保健福祉センター	所長 次長
障がい者相談支援センター	所長 次長
発達障がい者総合支援センター	所長 次長
徳島保健所	所長 次長
吉野川保健所	所長 次長
阿南保健所	所長 次長
美波保健所	所長 副所長
美馬保健所	所長 次長
三好保健所	所長 次長
東部福祉事務所	所長 副所長
南部福祉事務所	所長 次長

西部福祉事務所	所長 次長
東京本部、東海本部及び関西本部	本部長 副本部長
工業技術センター	所長 企画幹 副所長
中央テクノスクール、南部テクノスクール及び西部テクノスクール	校長 副校長
徳島家畜保健衛生所及び西部家畜保健衛生所	所長 次長（徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号。以下「事務決裁規程」という。）第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
農林水産総合技術支援センター	所長 副所長 課長（農業大学校課長を除く。） 担当課長 副課長 病害虫防除所長 農業支援センター所長 農業大学校長 農業大学校教頭
徳島農林事務所	所長 副所長
吉野川農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
阿南農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
那賀支所	支所長
美波農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
美馬農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
三好農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）

阿南安芸自動車道用地推進センター	所長 次長
徳島県土整備事務所	所長 副所長 次長（所長が指定する次長に限る。）
鳴門支所	支所長 次長
吉野川県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
阿南県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
那賀支所	支所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により支所長が指定する次長に限る。）
美波県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
美馬県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
三好県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
南部出納室及び西部出納室	室長

別表第3及び別表第4を削る。

別表第5 総合教育センターの項中「総合教育センター所長」を「所長」に改め、同表を別表第3とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。